

同時発表 九州運輸局
鹿児島県

平成27年6月4日
自動車局整備課

口永良部島の噴火に伴う
自動車検査証の有効期間の伸長について

1. 5月29日に発生した口永良部島の噴火による避難指示に伴い、避難中の同島住民が所有する車両の自動車検査証の有効期間が切れ、帰島時の車の使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、同島の車両について、自動車検査証の有効期間を伸長する措置を以下のとおり講じます。

なお、この措置により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すればよいこととなります。

○対象車両

口永良部島に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が5月29日から7月28日までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月29日まで伸長
(最大2ヶ月の延伸)

※ 口永良部島に使用の本拠を有する車両は総数78台であり、このうち上記の対象車両に該当するものは7台。

2. なお、今後、対象地域の噴火警戒レベルの状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を講じる予定です。

(参考1) 道路運送車両法

(昭和26年6月1日 法律第185号) (抜粋)

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 最近の延伸例

- 平成25年10月の台風26号の被害に伴い東京都大島町に使用の本拠を有する車両について14日延伸
- 平成23年3月の東日本大震災の被害に伴い福島県に使用の本拠の位置を有する車両について3ヶ月延伸

(参考3) 九州運輸局鹿児島運輸支局長の公示

<お問い合わせ先>

国土交通省自動車局整備課 塩田、藤田

電話(代表) : 03-5253-8111 (内線 42422、42427)

(直通) : 03-5253-8589

F A X : 03-5253-1639